

改正貸金業法の完全施行について(座長試案)の問題点・意見

2010年3月26日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長 本多良男

【別紙2】

借り手の目線に立った10の方策について。

1. 総量規制(注)に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進について

「段階的な返済のための借換えを総量規制の例外とする」旨の府令改正を行う。

一本化の借入れ利息が15%~18%の金利であれば高すぎる。一本化の利率は、7.5%以下としてはどうか。

根拠は貸金業法施行規則5条の3第2号のNPOバンクの規制金利に合わせる、というもの。

「段階的な返済」の具体論は。借入残高が段階的に減少すればよいが、それをどう担保するのか。

統計的データでは、多重債務の場合、残高が減少していくという事実はなく、むしろ増大するのが通常である。従って、

→ 総量規制に抵触している者の借入残高が減る場合にのみ、「借換えを総量規制の例外とする」旨の府令改正を行う。

とすべきではないか。

この場合の「総量規制に抵触」とは、利息制限法超過貸付を利息制限法に引き直して、それでも債務額が年収の3分の1を超える場合に限定する。

2. 個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化に

個人事業者が提出する事業計画等の内容に関し、最低限記載すべき事項の簡素化・明確化を図る(日本貸金業協会の自主規制規則に明示すべく依頼)。

借入残高総額の返済能力を明確に証明できるよう、最低限記載すべき事項の簡素化・明確化を図る。とすべきでは。

何より大切なのは、返済能力の証明であり、返せない借金を負わせることが多重債務に直結するので、この点を条件にするよう明確化する。

3. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入総量

規制の基準となる給与等の定義に追加する旨の府令改正を行うについて

個人事業者においては、

安定的な「事業所得」の定義が不明確。過去三年間でもっとも低い「所得金額」と定義し、確定申告における「所得金額」を総量規制の基準となる給与等の定義に追加。

個人事業者においては、事業という性格上給与生活者より収入が不安定と想定される。

そのため、返済の確実性を担保するため過去三年間でもっとも低い金額を総量基準の金額とすべきである。

所得税の確定申告において、収入金額から諸経費を引いた実質収入を「所得金額」としているのので、この所得金額をもって事業所得とすべきである。

4. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討について

例外に分類される貸付けのうち、資産の裏づけがある貸付け（有価証券担保ローン、不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く））や、将来的なキャッシュフローにより返済能力がある貸付け（不動産の売却代金により返済される貸付け）については、「適用除外」に変更する。

資産の裏づけがある貸付けの意味が問題。

有価証券については流動性のある、上場証券・国債・地方債に限定し、また、不動産担保についても第三者の証明があるものが必要である。

たとえば路線価を基準として担保評価し、その限度内で貸し付けすることなどを明確化すること。

自動車購入時の自動車担保貸付けに利用されないようチェックする必要がある。

5. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討について

「実態を見ると、極度額を10万円に設定している場合が多く、貸付残高10万円の者にかかる調査のコストが大きい。」は本当か？

「年収証明書」について、

地方税額が表示されている給与の支払明細書の場合には、1ヶ月分でも年収計算が可能であることから、今回、このような支払明細書については、1ヶ月分でも「年収証明書」と認定する。

途中退職のケースが想定されていないので、勤続年数が複数年にわたっている場合にのみ、一ヶ月の支払い明細書でもって「年収証明書」と認定する
とすべきである。

さらに、ボーナス月など、一時的に月収が増える場合だけを基準に年収を
過大評価する危険がある。

現状のように雇用が不安定の場合、年度内退社は容易に想定されるので、
勤続年数が複数年にわたっている場合にのみ、このような取り扱いをすべき
である。

6. 健全な消費者金融市場の形成について

① 銀行・信金等による貸付けの場合に「貸金業者等の保証機能も活用しつ
つ」とあるのは危険だ！

支払が滞ったら代位弁済をしたサラ金が直ちに厳しい取立をするように
なる！

保証会社は、信用保証協会、又は銀行が持っている保証会社に限定すべ
きである。

② さらに、保証会社の保証料についても

(みなし利息)

第3条 前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関
し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その
他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及
び債務の弁済の費用は、この限りでない。

という見なし利息の規定を厳格に適用すること。

7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充 実・強化

【消費者向けセーフティネットの充実・強化等】

「生活福祉資金貸付制度」を使い勝ってのいいものにする。

セーフティネット貸付の制度について広報が不十分。厚労省、中小企業庁
などの制度を、政府全体でもっと広報するべき。

現状では、改正法の不安を煽る報道ばかりで、すでにあるセーフティネッ
トの報道は全然少ない。

このための予算措置を明確化する。予算がつかなければ有効性はない。
また、「生活福祉資金貸付制度」の回収について、民生委員等、現場の責任

にしないこと。

又「生活福祉資金貸付制度を生活保護の代替としないよう、失業中又は低収入世帯に対しては生活保護申請につなげること」

借受はしたものの就職活動が上手くいかず、生活保護受給に至ったものの生活扶助費から返済を迫るという運用が一部でなされています。

貸付が生活保護受給の先延ばしのための道具として使われるのは、世帯の経済的自立を図るという本来的な貸付の用をなさず、無収入または低収入世帯に新たな負債を負わせることとなります。

【中小企業・個人事業者向けセーフティネットの充実・強化等】

各種「制度融資制度」の充実を図ること。

事業融資の問題点は、決裁までに時間がかかりすぎることである。

各制度融資においては、事務処理手続き期間を明示し、その期間を厳守できるように事務対応に万全を期すことを明記する。

8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化

【短期的施策（4月～6月頃）】

- ① 金融庁、消費者庁、地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、消費者団体等が連携して、4月～6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施する。

「消費者団体等」は

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟の被害者の会」等と具体的に信用の出来る活動実績のある各民間団体を明記してほしい。

【中期的施策】

弁護士等が行う多重債務者の経済的再生支援の適正化のため、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、過払金返還請求に関する以下を内容とする取組みの強化の検討を依頼する。

- ① 弁護士・司法書士報酬についての顧客に対する事前説明の履行の徹底
- ② 広告内容の適正化
- ③ 弁護士・司法書士等の社会的責任に応じた自発的対応の促進等

弁護士・司法書士等による「債務者の生活の立直しのための支援する」を明確にしてほしい。

過払い金返還においては、貸金業者による自主的返還を促進する措置を講ずる。

そのため、過払い金の発生事由を分かりやすく示したパンフ等の掲示を貸金業者の店頭・ATMに設置するよう義務づける。

9. ヤミ金融の取締りの強化

方策

以下のような方策を関係者が連携を図りながら推進することにより、改正貸金業法の完全施行に併せ、ヤミ金融の取締りの一層の強化を図る。

① ヤミ金融に対する迅速な警告・取締りにつなげるため、各地方公共団体の多重債務者対策本部（又は同協議会）等の場も活用し、関係者（財務局・地方公共団体・弁護士会・司法書士会等の相談窓口）と都道府県警察との連携を進め、最近のヤミ金融の動向、手口など、ヤミ金融の情報の共有化を図る。

関係者（財務局・地方公共団体・弁護士会・司法書士会・「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟の被害者の会」等の相談窓口）付け加える都道府県警察において、生活安全課を中心に現場警察官への啓蒙・教育を徹底し、ヤミ金融に関して返済義務のないこと、返済すればまた犯罪に使用されるなどの危険性・問題点、さらに最高裁判例を熟知させる。

10. 改正貸金業法等の広報活動

⑧ 金融庁、消費者庁、地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、消費者団体等が連携して、4月～6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施する。（再掲）

「消費者団体等」は「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟の被害者の会」等と具体的に信用の出来る活動実績のある各民間団体を明記してほしい。

また、貸金業者の店頭・ATM などにもキャンペーン用パンフレットの掲示を強制すること。